注)

- 〇準備金利用あり・・・特定災害防止準備金に係る認定を受けている処分場 積立金利用あり・・・維持管理積立金の対象となっている処分場
- 〇表中、イ、ロ、ハ、二の合計が、平成15年度産業廃棄物行政組織等調査における平成15年4 月1日現在の最終処分場の残余容量(貴都道府県等回答分)となる。
- Ⅱ.維持管理積立金制度に係る維持管理費用について
- ①維持管理に必要な費用(総額)の算定の基礎について該当する選択肢に〇を付けて ください。
- 1. 特に算定ルールはなく、事業者の申請額に基づいて算定している。
- 2. 特定災害防止準備金における最終処分災害防止費用見積額における種別単価の上限値(平成3年7月15日衛環176号)にならって算定している。
- 3. 独自の算定ルールを設けている。
- →独自の算定ルールを記載した資料を回答様式に添付の上、ご提出ください。
- 4. 該当する処分場がない。
- 5. その他())
- ②維持管理積立金制度を利用している産業廃棄物最終処分場の該当がある場合、<u>各処</u>分場ごとに別紙様式1を記入のうえ、ご提出ください。
- Ⅲ、埋立て終了後の最終処分場の維持管理について
- →平成16年10月1日現在埋立てが終了している産業廃棄物最終処分場(H4.7.4 以降義務づけられた埋立処分終了届を届出済みのものが対象)について
- ①現在の状況:

	廃止 (廃棄物処理法に基づく廃止の 届出又は確認を受けたもの)	維持管理中
安定型		施設
管理型	施設	施設
遮断型	施設	施設
合計	施設	施設

②維持管理期間:

1. 平成16年10月1日現在までに<u>廃止した処分場(廃棄物処理法に基づく廃止の届出</u> 又は確認を受けたもの)が維持管理に要した期間ごとの施設数

	維持管理に要した期間	埋立開始時期の内訳		
		s52.3.14~H4.7.3	H4. 7. 4∼H10. 6. 16	H10. 6. 17~
安定型	2年未満	施設	施設	施設
	2年以上5年未満	施設	施設	施設
	5年以上15年未満	施設	施設	施設
	15年以上25年未満	施設	施設	施設
	25年以上	施設	施設	施設
管理型	2年未満	施設	施設	施設
	2年以上5年未満	施設	施設	施設
	5年以上15年未満	施設	施設	施設
	15年以上25年未満	施設	施設	施設
	25年以上35年未満	施設	施設	施設
	35年以上	施設	施設	施設

2. 平成16年10月1日現在埋立て終了後の維持管理を行っている処分場(埋立処分終 了届出済みであり、かつ、廃棄物処理法に基づく廃止の届出をしていない又は確認 を受けていないもの)が、最終的に維持管理に要すると見込まれる期間ごとの施設 数(分かる範囲で記入をお願いします。)

	維持管理に要すると見 込まれる期間	埋 s52. 3. 14~H4. 7. 3	立開始時期の内訳 	H10. 6. 17∼
安定型	2年未満	施設	施設	施設
	2年以上5年未満	施設	施設	施設
	5年以上15年未満	施設	施設	施設
	15年以上25年未満	施設	施設	施設
	25年以上	施設	施設	施設
管理型	2年未満	施設	施設	施設
	2年以上5年未満	施設	施設	施設
	5年以上15年未満	施設	施設	施設
	15年以上25年未満	施設	施設	施設
	25年以上35年未満	施設	施設	施設
	35年以上	施設	施設	施設

IV .	維持官埋積立金制度について御意見・御安望かめれば、	御記入くたさい。	
			_